

Title	フランス民事訴訟法改正草案について (一)
Sub Title	On the "projet portant révision du code de procédure civile" in France (1)
Author	石川, 明 (Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.4 (1957. 4) ,p.52- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570415-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

フランス民事訴訟法改正草案について(二)

石川明

序

第一章 治安判事の裁判

第二章 第一審裁判所の手續

管轄、呼出、準備裁判官(以上本號)、審理手續、裁判所
侮辱、商事裁判手續

第三章 仲裁手續

第四章 不服申立

結語

序

本稿は、フランス民事訴訟法改正委員會編「民事訴訟法改正草案」(Commission de réforme du code de procédure civile: *Projet portant révision du code de procédure civile, 1954*)によるものである。

今日のフランスにおいて、訴訟の簡易化の要請、即ち可能な限り

裁判所の活動を迅速化し、訴訟を費用のかからない利用し易いものにしようとする要請が強い。しかしこの問題に應ずるのは、その原理について議論の餘地があるという革新的なものではなく、一定の部分が見事に時代的なものとなつた司法制度を近代生活の要請に適合せしめんとする、より單純な事業である。

一九四五年以來、民事訴訟法改正委員會が行つてきたのはまさにこの仕事である。實際この改正事業は、司法入臣官房の議事日程にかなり以前からあつたが、全面的な成果が提出せられたのは今回が始めてである。

本草案は、一八〇六年の民事訴訟法典が規定する總ての事項に及ぶわけではない。第二編第一章及び第二章の特別手續は除外されている。即ち委員會は別居並びに離婚手續に關する章の検討を民法改正委員會に委ねるのが妥當であるとし、更に執行方法を規定した條文及び最近特に改正された條文、就中不動産の差押に關する一九三八年六月一七日法(No decret-loi)には手を加えなかつた。

委員會の發表した新民事訴訟法草案は、治安判事の裁判・第一審

裁判所の手續・仲裁手續（現行民事訴訟法典第二編特別手續第三章に規定されるが草案は第一編第三章に規定する）・不服申立の四章からなる。

本草案を發表する迄の經過を詳細に記述することは事實上不可能でもあり、また本草案はなお控訴院の總會 (assemblée générale des cours d'appel) にかげられ、従つて修正の可能性ある豫備草案 (avant-projet) であるから、本稿では、前掲せる順序に従つて、提案せられた改正の本質的ラインを簡単に解説し條文を摘示しよう。

第一章 治安判事の裁判

治安判事の司法的役割は擴大され、これに伴いその資格も第一審裁判所判事のそれに近づいた。治安判事はもはや嘗ての勸解員 (conciliateur) ではなくなり、本質的に公平を目的として裁判をし、[自]の管轄する都市又は地方の郡で、略式裁判 (une justice sommaire et approximative) により即決する職責を有するようになった。即ちその権限は擴大され、法に従つて裁判する眞正の司法官となつた。

しかし委員會は治安判事が常に例外的裁判官であつたという性質を保存した。しばしば提案された如く、彼等は普通法民事裁判官になるのではなく、法が認める場合にのみ権限をもつに止る。従來この點に關する法規は多く、且つ散在していた。これらを統一法に體系づけんとする法典化事業が行われて來たのである。

フランス民事訴訟法改正草案について

この結果三つの重要な改正が第一章において行われた。
(一) その権限内で、緊急の場合治安判事は急速審理の命令 (ordonnance de référé) を發しうる。この結果第一審裁判所長はその過重な職務から解放され、従つて第一審裁判所長は、民事並びに商事急速審理の獨占 (現行民事訴訟法第一七條参照) から解放せられることになつた。

第十三條 その管轄權ある事件において、治安判事は、緊急なる總ての場合に、第一審としてのみ審理しうる事件につき民事裁判所への控訴に服することを條件として、急速審理により裁判することが出来る。

本法第九十三條乃至第九十八條の規定は治安判事の急速審理命令に適用される。

(二) 治安判事は、主として抗辯乃至防禦方法が、不動産に關するものであるか、契約の解釋を必要とする場合には、自らこれ等の抗辯乃至防禦方法につき裁判し得なかつたために、訴訟が遅延した。これに反し草案は、當該事項が他の裁判所に專屬しない限り、治安判事は豫め中止を命ずることなく裁判し、且つ訴訟を即時に終了するものとした。

第十六條 治安判事は抗辯・請求に對する防禦方法の總てを、それが不動産に關するものであり或いは總ての契約の解釋を必要とするものであつても、裁判することが出来る。但しこれら二つの場合控訴に服することを條件とする。

當該事項が他の裁判所に專屬する場合に限り、治安判事はその裁判を中止し、當該裁判所に訴を提起すべき期間を定める。

第十七條 提出せられた證據の一つが、偽造の訴の目的をなす場合、前條Ⅰ項を準用する。

但し證據が請求の項目中の一つに關する場合、他の項目についての裁判は、それとは關係なくおこなわれる。

(三)六萬フランを越えない契約上の債權について、支拂命令手續 (*une procédure d'injonction*) が新たに規定された。これは商事裁判所における支拂命令手續と同種のもので、その實用的價值が大きいことについて異論はない。

多くの場合債務者の異議がなければ、僅少の費用で且つ最も早い期間に執行證書を利用する債權者の請求に基づいて、執行文が付けられる。

第五十條 主たる部分が治安判事の管轄に屬するもので、フランを越えない金額の支拂いにして、正當に證明された契約上の原因ある總ての請求は、以下に規定せられる支拂命令手續に服する。

第五十一條 治安判事は、自己に宛てられ且つ書記課に提出された簡易書類に基づいてなされる請求を管掌する。その書類は、當事者の姓名・職業・住所・主張せられた金額の正確な記載・分擔の點 (*le point de départ*)・債權の遲延利率もしくは約定利率 (*le taux des intérêts moratoires ou conventionnels de la créance*)・發生原因 (*la cause*) 場合によつては連帶債務者又は保證人の姓名・職業・住所を記載する。

當該請求維持のため、債權の存在及び額を證明する總ての書面、債權を理由づける總ての書面、殊に債務者が交付し且つ債務

の承認或いは支拂いの合意をする總ての書面をこれに付加する。

第五十二條 當事者は、印紙の貼用を必要としないが、書記課が作成交付し書留封筒により送付され、治安判事の印により封印された書面による通知をもつて、判事室 (*le cabinet de juge*) に和解のために召喚される。

和解のためにするこの召喚は、原告が定められた日に治安判事に對し支拂命令の交付を促すことを明示する。

第五十三條 和解ありし場合、その條件は辯論調書 (*le procès-verbal d'audience*) に記載せられ、裁判官は何れかの當事者の請求にもとづき、これについて執行力を生じる調書 (*un procès verbal qui aura force exécutoire*) を作成する。

第五十四條 當事者缺席の場合又は和解の整わざりし場合、治安判事は、債權の存在が證明せられ且つ債權が現實に正當なもので強制力あることを確かめたならば、請求をもとにした單純な記載により、債務者に對する支拂命令を付與する。しからざるときは、債權者が普通法の手段を追求して手續を進める場合を除き棄却される。

支拂命令のある請求は、第五十六條による執行文が付與される迄は書記の手中にある原本 (*la minute*) に過ぎない。書記は利害關係人の請求により、債權者並びに債務者の姓名・職業住所・債務の額及び原因・辯論調書の記載番號を明示する證明書の形式における抄本を交付する。

第五十五條 この場合支拂命令は、書記又は執行吏の受領通知と共に書留郵便で、あるいは執行吏による通知により、債務者に

送達される。

此の送達は「司法封筒」(PLI JUDICIAIRE)なる記載を必要とし、第五十四條第Ⅰ項に規定された抄本を含む。更に債務者に對し二週間以内の期限において且つ法的手段により強制せらるべき制裁の下において、その額が明確にせられた附帶債務・利息・費用 (accessories, interests et frais) を含む債權者の請求を満足せしめんとする催告を含む。

この送達は、更に債務者が主張すべき管轄及び本案に關する防禦方法をもつ場合、書留郵便又は公告の日から二週間以内に支拂命令に對する異議を申立てなければならず、しからざれば支拂命令は執行力を生ずる、との債務者に對する通知を含む。

第五十六條 二週間の期間が異議なく経過した場合、債權者の申立にもとづき治安判事により支拂命令が請求の原本に記入され、書記により執行文が付與される。この場合支拂命令は對審裁判と同等の効力をもつ。

この送達は受任執行吏によりなされ且つ執行命令 (Commandement d'exécution) を含むものとする。

第五十七條 異議は理由を付した單純なる書面を領收證と引換えに書記課へ提出するによりなされる。しからざれば異議申立人は、書記課に申立の權利を委託しなければならぬ。これに反する場合は無効である。

第五十八條 受領證の請求を含む書留郵便により、書記は異議の理由書を當事者に送達し、最も近い將來の辯論において治安判事の面前に出頭するよう呼出す。その場合書留郵便送達の期日と

フランス民事訴訟法改正草案について

辯論の期日の間に少なくとも八日を必要とする。

第五十九條 異議申立をうけた治安判事は當事者が缺席しても、對審裁判と同じ効果のある裁判をする。

第六十條 異議申立がなく且つ交付日より六ヵ月以内に執行のための記載がなされない支拂命令を含む命令の全部は失効し、何等の効果も生じない。

第六十一條 執行の爲の記載をあたえる場合、治安判事は民法第一千二百四十四條の期間において債務者のために支拂期間を規定出来る。異議について裁判する場合同一の權限を有する。

第六十二條 支拂命令手續は、總ての裁判管轄規定に關係なく、債務者の住所或いは居所を管轄する治安判事の管轄に專屬する。債權者が佛國に住所乃至居所をもたない場合、原告の住所又は

居所の治安判事がこれを管轄する。

第六十三條 理由の有無に拘らず、前數條に規定された總ての書類・令狀は印紙の貼用及び登録を免除される。これは當該書類・令狀に明示される。

第二章 第一審裁判所の手續

第一節 管 轄

第一審裁判所の手續は、民事裁判所 (改正草案第二編第一章第一節第一款)、商事裁判所 (同)、裁判官會議部 (同節第二款)、裁判所長 (同節第三款) の權限を規定する法規からなる。主な改正點は

次の如くである。

(一) 民事裁判所は普通法裁判所に止り、商事裁判所は現行商法第六百三十一條(商事裁判所の管轄規定)以下に規定された事項についてのみ裁判しうるに止つてゐる。此の點に關しては、僅かに條文の再編成が行われ且つ全體としてみると判例の見解が立法化されてゐるに留る。

これは會議部及び裁判所長の裁判權についても同じである。

(二) 急速審理手續 (*la procédure des référés*) の實際上の意義は大きい。草案第二編第一章第一節第三款は、今後急速審理判事が職權によつても亦、爲す債務を負う當事者 (*la partie tenue à une obligation du faire*) に對し、その自由に定める額及び期間において、國庫に徴收される遅延金を命じうることを規定する。この規定は多くの場合、不遵守に對する制裁であるため、命令の遵守を確保することにならう。

更に控訴がなされる場合急速審理事項はしばしば非常に遅延することがある點からみて、出来る限り命令が實行しうる時期を早めるように、控訴手續を簡易化してゐる。

第九十三條 I 項 裁判官は職權によつても亦、爲す債務を負擔する當事者に對し、國庫に領收せられる遅延金を命じうる。その額及び期間は裁判官が自由に定める。裁判官は何時でもこれらを維持乃至變更しうる。

第九十四條 代訟人選任期間の満了後、控訴は、より早い當事者の代訟人により、對立當事者により選任された代訟人に與えられた満三日の單純出頭催告書に基づいて提起される。この期間の

經過後、異議に服しない裁判が請求せられうる。

第九十五條 第九十二條の諸規定は控訴に適用される。この場合、裁判官により定められた期日に、出頭催告の必要なしに、且つ缺席者を再召喚する必要なしに、缺席裁判がなされうる。判決は本法中に規定された場合に異議に服する。

第九十六條 定められた日に召喚する場合、控訴は執行を停止する。但し事件が召喚を認められた當事者の行爲と關係なき場合はこの限りでない。

第二節 呼 出

(一) 呼出に關する規定については本質的な改正がなされた。爾後呼出狀の送達は(異議申立書・控訴狀・裁判書の送達と同様)書記課又は執行吏の令狀によりなされる。書記課によりなされる場合について委員會は「司法封筒」(*pli postal judiciaire*)の制度を提案してゐる。この制度が詳細に規定されれば、執行吏の呼出狀によると同じ程度に、名宛人に完全な受領を保證し、その上訴訟費用の相當な軽減となる。思い切つてかかる制度を採用して始めて、佛國は既に他の諸國復讐領土乃至アルサス・ローレン地方の三つの縣で行われてゐる慣行に同調しうるのである。

本草案に提案せられた制度は明らかに郵政當局の協力を豫定してゐる。又この制度は疑もなく書記課の人員増加を必然たらしめる。しかしこの増員は裁判のよりよき運営のために必要である。制定されるであろう「司法切手」*le timbre postal judiciaire* はこの制度に重要な貢獻をするであらう。

第四百十一條 呼出状には以下の事項を記載する。

1° 司法封筒による場合書記課へ寄託の日付、執行吏の呼出状による場合交付の日付……

第四百十五條 呼出状、異議申立書、控訴状、裁判書は、書記課により、又は執行吏により送達される。

第四百十六條 書記課は呼出状、異議申立書、控訴状、裁判書の送達を、以下に示す條件の下に確保する。

呼出状又は異議申立書又は控訴状は、原告又はその代訟人により、各被告につき三通の副本 (*exemplaire*) を添えて、書記課に提出される。

書記課は事件記録の番號である整理番號 (*un numéro d'ordre qui est celui du dossier de l'affaire*) を副本に記入する。

各被告人に宛てられた副本は、書記課の配慮によつて「司法封筒」なる表示及び發送人たる書記課の表示が文字で印刷されている封筒に入れられる。令状上の整理番號が封筒にも書かれる。

司法封筒は、書記課寄託の時より二十四時間以内に、受領通知の催告をそえて書留郵便で送達するため、郵便局に移される。

受取證は書記課に保存せられ、記録中に綴込まれる。

第四百十七條 司法封筒は、名宛人の名宛地 (*l'adresse*) において、朝五時より二十一時の間に、職務上強制される義務としてではないが、宣誓を必要とする集配人により、配達される。

集配人が名宛人・その法定代理人、受任者 (*le mandataire*) に出會つた場合、自己に不明なればその同一人たることを確かめたる後、受領證への署名と引換えに封筒を交付する。

記載は受領通知、封筒自體、交付の日の郵便集配人の日誌 (*le carnet de l'agent des postes de la date de la délivrance*) になされる。

受領通知は記録に綴るため書記課に送られる。

名宛人が司法封筒の受領、受領證への署名、同一人性の證明を拒絶した場合、理由ある場合には集配人は、受領通知、又はその日誌にこれを記入する。封筒及び受領證は書記課に返送される。

提供せられた封筒の受領、受領證への署名、集配人に對する同一人性の證明を拒絶する名宛人は、第三百十條の規定により制裁をうける。

名宛人が署名出来ない場合、名宛人に封筒を交付する郵便集配人はこれを記載する。

第四百十八條 最初の提示に際し、封筒が交付されない場合、集配人は以下の交付不能原因の一つを受領證に記載する。

1° 當該住所における不在

2° 當該名宛地の不存在

3° 轉居先を示さない轉居

4° 死亡

名宛人が轉居し、新住所が集配人に示されている場合、これは封筒に記載される。原告の同意により新しい送達手続を行うために封筒及び受取證は書記課に返送される。

第四百十九條 名宛人がその住所を留守にしている場合、同日又は翌日に第二回目の呈示がなされる。この呈示は集配人により集められた情報により、利害關係人が通常その住所にいる時間にな

される。呈示は名宛人が仕事をしている場所において同様になされる。

これ等二つの呈示が不能であつた場合、集配人は、名宛人の住所において受領をなす者、それがない場合には受付又は隣人に、名宛人が郵便局から封筒を受取るよう指示した書類 (*une feuillette*) を交付する。

集配人は、二回目以後に行われた呈示の日付、前項書類の交付をうけた者の姓名、資格を受領證に記載する。更に前述の場合呈示のなされた仕事の場所を記載する。

封筒は二週間郵便局に保管される。封筒は名宛人・その法定代理人・受任者により受取られうる。この期間が満了しても受取られない場合、郵便局は受領證と共に封筒を書記課に返送する。

前條に規定せられた他の總ての場合に、受領證に交付不能の理由を記載する。封筒及び受領證は、新たな呈示が行われることなく、書記課に返送される。

第二百十條 呼出狀、控訴狀・裁判書は、裁判官の委任に基づく場合に限り、執行吏により送達される。

執行吏は自ら文書を作成し、宣誓をしたものであつても書記 (*le clerc*) がこれに代ることは出来ない。

執行吏は、直系の、親族姻族及び妻の親族姻族のために、又はこれに對して、文書を作成し得ない。これに反する場合は無効である。

執行吏は兄弟姉妹、同位の親族のために又はこれに對して、文書を作成することは出来ない。この場合、無効が治癒されない限

り、他の總ての抗辯に先だつて本項の事由により無効が主張されねばならない。

この抗辯が提起せられた場合、裁判長又は治安判事は職權により、その管轄区内の他の執行吏を任命する。

執行吏の送達狀は、第二百二十七條に規定された場合を除いて、當事者に限り送達される。

第二百十一條 送達は、公の場所においては何時にても、また私的な場所の總てにおいては朝五時から二十一時迄の間になされる。しかし送達は法律上の祭日にはなされない。但し裁判長の許可した場合はこの限りでない。

第二百十二條 執行吏は總ての場合に、自己が令狀を交付する相手方の同一人性を確かめねばならない。執行吏は名宛人をして原本 (*l'original*) に署名せしめ、且つ交付の番號、場所、日付及び提出せられた同一人性の證據 (*la pièce d'identité*) を記載する。

書類交付の責ある執行吏に訊問せられた總ての人は、その同一人性の證明をせねばならない。訴訟上の書類の總ての名宛人は原本に署名し、與えられた謄本を受領し、その同一性を證明しなければならぬ。

第二百十三條 記載せられた名宛地において、書面の名宛人又はその交付者に會えなかつた場合、執行吏は、書類交付確保に必要な情報をうるため、總ての人を訊問出来る。

送達出来なかつた場合、執行吏は以下の送達不能理由の一つを記載する。

1° 当該住所に不在、會えなかつた

2° 当該名宛地の不存在

3° 轉居先の明示なき轉居

4° 死亡

名宛人が當該裁判所管轄区内に新たな名宛地を定める場合、執行吏は交付のため、又は交付なきことを確認するため、前示せる條件の下に出張する。

利害關係人の新名宛地が當該裁判所の管轄地外にある場合、執行吏はこれを原本に記入し、權限ある執行吏によると、書記課によることを問わず、令狀の送達は裁判官の新たな決定により行われる。本條第Ⅰ項第二號の事項は原本に記入せられ、執行吏の集めた總ての資料及び執行吏のなせる總ての行爲を附記する。執行吏自ら出張せる新たな名宛地、記入せられた情報を提供した第三者の資格、可能ならば姓名及び名宛地を明記する。更に同項第一號の場合には、執行吏のなせる第二回目以後の呈示の時、及び名宛人不在の推量せられる期間、理由が明記せられる。

第二百二十四條 令狀原本は交付後又は交付不能の證明後書記課に保管される。後の場合第二百二十六條に規定せられた特別處分を除いて、書記課により送達手續が行われる。執行吏が書類交付確保のため特別の配慮をなせる場合、執行吏は執行吏に送達を委任せる裁判官の命ずる特別費用を徴收する權利を有す。

第二百二十五條 執行吏は令狀原本の末尾に登録の時に支拂われる令狀に關する費用を記載する。支拂わざれば フランの罰金に處せられることを附記する。

一つ又は複數の謄本については、現行費用表に通常規定せられる謄本の費用が認められる。

第二百二十六條 司法封筒又は令狀が發送者たる書記課に返送された場合、異なる名宛地に對し新たな送達がなされる場合を除いて、書記課は原告にそれを通知して、受領證の記載を書寫した書類を事件記録に綴込む。書記課は受領證をそえて關係書類を檢事局に送付する。

檢事局は警察、憲兵隊當局に當事者に對する書類の交付の實行を要請する。

この場合の交付は警察又は憲兵隊の機關により確保される。當該機關はこの場合同一人性を確かめた後に受領證又はその他總ての書類に名宛人の署名をなさしめる。

名宛人の名宛地が不明の場合、それを探知するため證人訊問が行われる。

如何なる場合にも、書類の受領より二週間以内に、檢事局は、交付の證明乃至證人訊問の結果の表示をそえて、書記課にこれを返送する。

檢事局に對する書類の送付及び前項の期間は、當該事件の辯論の開始を妨げない。

第二百二十七條 即時になさるべき呼出(*la assignation d'heure à heure*)に際して、裁判長は、請求に對しなされる命令中で送達の様式を定める。その様式は以下の如し。

— 書記課による送達。必要なら書留速達・書留電報による。

— 送達のため委任された執行吏による送達。

—これら形式の混用。

裁判長は、原本が單純な呈示の後、且つ第三百三十一條の規定する處分を明らかに考慮することなく、交付されることを命じうる。

第二百二十八條 司法封筒乃至令狀が當事者又はその受任者に交付された場合本人に對する送達(La signification à personne)がある。

封筒受領、受領書への署名、同一人性の證明の當事者又は受任者による拒否は、それが執行吏、郵便機關、警察乃至憲兵隊機關により證明せられた場合、本人に對する送達があつたものとされる。

第二百二十九條 呼出狀乃至控訴狀の送達が本人に對しなされた場合、裁判又は命令は、如何なる場合にも對審的なもので、從つて異議は申立てられない。

送達が本人に對し行われず、それが指示せられた名宛地に被告の住所乃至居所がなかつたか又はもはや存しないこと、及びその名宛地が不明なことが、執行吏、郵便機關により明らかにされた結果であるならば、被告に對し缺席裁判が行われ、裁判は異議に服す。

送達が本人に對し行われなかつたが、利害關係人が送達の名宛地に住所又は居所をもつことが明らかの場合、裁判は被告が自ら交付をうけ又は引取ることが不能であつたことを證明する場合にのみ、異議に服する。この場合異議は、急速審理の形式で裁判し、理由あれば命令により異議を認容する裁判所長又は控訴院長の面前での呼出により提起される。この裁判は上訴に服す。

異議棄却の場合、控訴期間は棄却命令付與の日から進行する。
第三百十條、**第三百十一條**は本款規定の目的達成のため罰則を規定する。

第三百十二條 本款の規定に違反する行爲は無効である。

但しこの無効は、第二百七十三條の規定に服することを條件として宣言されうる。

(二)呼出にも拘らず被告が出頭しないことがありうる。これを防ぐため委員會は缺席裁判に對する異議權をかなり嚴重に制限した。即ち呼出狀が本人に對して送達されなかつたが、缺席者が名宛地に住所を定めている事が明らかの場合、民事裁判所長は、急速審理の手續により且つ上訴に服することなく、異議が認められるか否かを審理出来る。

民事手續の缺點が裁判の遅延にある事は周知の如くである。これは裁判所又はその補助機關に原因するのではなく、惡意の訴訟當事者に原因する。本法案中の缺席並びに異議に關する規定は、從來より嚴格な規定であり、辯護の餘地なき實際上の遅延を防止する以外の目的はない。

第三百十五條 異議を受理すべき場合でも、異議が裁判の送達から一ヵ月以内に提起されなるときには異議權は消滅する。

異議は裁判の送達が本人に對しなされなかつたが、不在者が送達の行われた場所に住所乃至居所をもつていたことが明らかであり、且つ發送の受領又は引取の不能な證據が存する場合に、急速審理手續を行い、理由があるなら命令により異議を認容する裁判所長の面前への召喚の形式で提起される。認容の裁判は上訴に服す。

さない。

異議棄却の場合控訴期間は棄却の命令の付與された日から進行する。

第三節 準備裁判官

和解 (La conciliation) を前置とせず召喚を以て始る手續の初めに、準備手續裁判官 (Le juge chargé de la procédure ou le juge de procédure) による準備手續 (un examen préalable) がなされる。委員会はこれを望ましいものと考えた。

この點に關し中途半端な制度を設けることは失敗のもとであり、むしろ、條文上明規せられ且つ擴大せられた権限をもつ準備手續裁判官が、書記課やその他の補助機關の援助を得て、訴訟手續を充實せしめるべきであると考えた。

準備裁判官は原告の出頭せざる場合、被告が代訟人を選任せざる場合、選任するも代訟人が意見書を提出せざる場合にも直接介入する。この點委員会は現行法第百五十四條及び第百五十四條の二を修正且つ簡素化している。

對審事件手續に關し、準備裁判官は適法性殊に代訟人間の意見書交換に關する適法性を監督する。

委員会は注目を要す規定を増加せしめた。例えば準備裁判官は當事者及びその代理人に不可缺と思われる證據・書面の原本乃至謄本を提出せしめるために、しかも提出不能に關する調書 (un procès-verbal de carence) 又は過料の負擔において、適切な命令を付與しうるようになる。これはその必要性を認める多くの裁判官の聲に

應えるものである。

更に準備裁判官は和解勸誘手續、當事者出頭命令、當事者訊問手續を行う。また職權により、假の處分 (toutes mesures provisoires) 及び豫審 (information) を行う。例えば假の支拂いを求める請求 (provision ad litem) や訴訟上の保證をたてる請求 (caution judicatum solvi) 證據告知の抗辯 (l'exception de communication de pièces) について裁判する。證人訊問現場檢證の手續を行う。公正證明 (le constat d'audience) の爲に執行吏を委任出来る。

準備裁判官の命令は法の規定する場合、本案の裁判と同時にこのみ控訴に服する。

準備裁判官が事件につき裁判することが不能乃至不要の場合、これを裁判所に移送し、辯論期日に、少なくとも裁判長が適當であると考えた場合、書面又は口頭の報告を提出する。

かくの如く、以上の權限を保有せしめ準備裁判官をして民事手續を急速に發展せしめる調整的な司法官たらしめんとするのが、本案のねらいである。

第百四十條 民事裁判所において、總ての請求は、準備裁判官の面前への、一定期日における呼出の對象である。

第百四十六條 原告が辯論に出席しない場合、被告は取消 (un jugement de radiation) の裁判を請求出来る。被告は同様に同一の裁判官から反訴請求の形をとらないで、如何なる事件であれ、本案についての裁判を要求しうる。

取消の裁判及び不出頭の裁判は異議・控訴に服さず。

裁判所の終局裁判とは別に、準備裁判官は第百五十六條の場合に職權で裁判する。

第百四十七條 被告が呼出期日に出席するも意見書を提出しない場合、準備裁判官は、意見書及び有用であると考へた證據の提出期間を付與するか、或いは、第百五十二・百五十三條の條件の下に裁判所に事件を送付する。

被告が辯論期日に代訟人を選任しない場合、被告に對し缺席の裁判が與えられ、準備裁判官は第百五十六條の規定する場合に職權で裁判する。準備裁判官は第百五十條の期間内に裁判所に本案を送付することができる。

第百五十條 缺席事件、緊急事件、附帶事件、抗辯、令狀又は訴訟消滅の無効請求、その他一般に制限された辯論乃至簡易な審理のみを必要とするに過ぎない總ての事項が問題となつてゐる如何なる場合においても、事件が本案につき裁判される状態になつた場合、準備裁判官は、それを請求する代訟人並びに辯護士を召集した後、裁判所に一定の期日に事件を送付する。

その他の總ての場合、準備裁判官は事件を裁判長に送付し、記録にこの送付の期日を記入する。

第百五十一條 辯論期日の訴答 (*les plaidoiries*) 以前に、裁判長が適切と認める場合に、準備裁判官に對し、その意見を審理せしめることなく、請求の目的、手續の状態、當事者の意見及び證據を簡單に解説した口頭又は書面の報告の提出をさせる。

第百五十二條 裁判所は、第百五十三條に定められた期間内における送達後に、提出された記録に加えられた意見書に基づいて

のみ裁判する。これに反する場合は無効である。

第百五十四條 準備裁判官はこの場合 (第百五十三條の意見書交換手續—筆者註) 適法性を監督しなければならない。この目的を達するために準備裁判官は當事者及びその代理人に對し、總ての適切な差止め命令を付與する。

準備裁判官は、それを必要と認める場合に證據乃至書類の原本及び謄本を提出するに充分な期間を與へることが出来る。

準備裁判官は當事者に書類の提出を命じる事も出来る。期間内に提出しない場合、準備裁判官は場合によつては提出不能に關する調書 (*un procès-verbal de carence*) を作成し、また更に最高 フラン迄の過料を課すことが出来る。

第百五十五條 準備裁判官は自身で和解の勸試が出来る。準備裁判官は同様に當事者の出頭を命じることが出来、この場合自ら訊問出来る。

第百五十六條 事件の如何なる状態にあるを問わず、裁判所の終局的裁判 (*les décisions ultérieures du tribunal*) とは別個に、異議に服しない命令により、準備裁判官は、職權で假の處分乃至豫審を命じうる。準備裁判官は假の支拂いを求める請求、訴訟上の保證をたてる請求及び證據告知の抗辯について自ら裁判しうる。

準備裁判官が證人訊問、現場檢證を命じた場合、自らその手續を行う。

第百五十七條 準備裁判官によりなされた命令は、法の認める場合本案の裁判が控訴に服する場合に限り、控訴に服する。